

「下京区西部エリア活性化将来構想策定業務」の委託に係る仕様書（提案用）

※ 実際の委託業務仕様書については、受託候補者を選定した後に「仕様書（提案用）」（本資料）及び提案書の内容も勘案して、別途協議のうえ定めることとします。

1 委託業務名

下京区西部エリア活性化将来構想策定業務

2 履行期間

契約の日から平成27年3月31日まで

3 業務の目的

梅小路公園界隈では、水族館や鉄道博物館等、民間事業者による大きな集客施設整備が進む一方、本市においても公園の拡張再整備や京都市中央卸売市場第一市場（以下、「第一市場」という。）の施設整備に向けた検討などを進めており、民間活力と本市施策が融合する中で活性化の機運が高まってきています。こうした動きを契機に、本市では、梅小路公園界隈を中心に下京区西部エリア全体の活性化を図るための第一歩として、平成24年7月、産・学・公・地域連携による「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置し、エリアのポテンシャルや課題、活性化に向けたアイデアの検討等を行いました※1。

平成26年3月に策定した第一市場の施設整備基本構想※2に基づき、今後「食の流通拠点」としての機能強化に加え、新たな賑わいの創出も意図した大規模な施設整備が進められようとしており、梅小路公園と並んで下京区西部エリア活性化の核として期待されているところです。

本業務は、第一市場の施設整備や過去2年間の検討会議の取組成果を踏まえながら、市民、企業、関係団体の力を結集して下京区西部エリアの更なる魅力や活力を創出・発信するために、夢のある将来像やその実現に向けた方策を盛り込んだ将来構想を策定するものです。

なお、将来構想策定に係る審議は、本市の附属機関「京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）において行います。

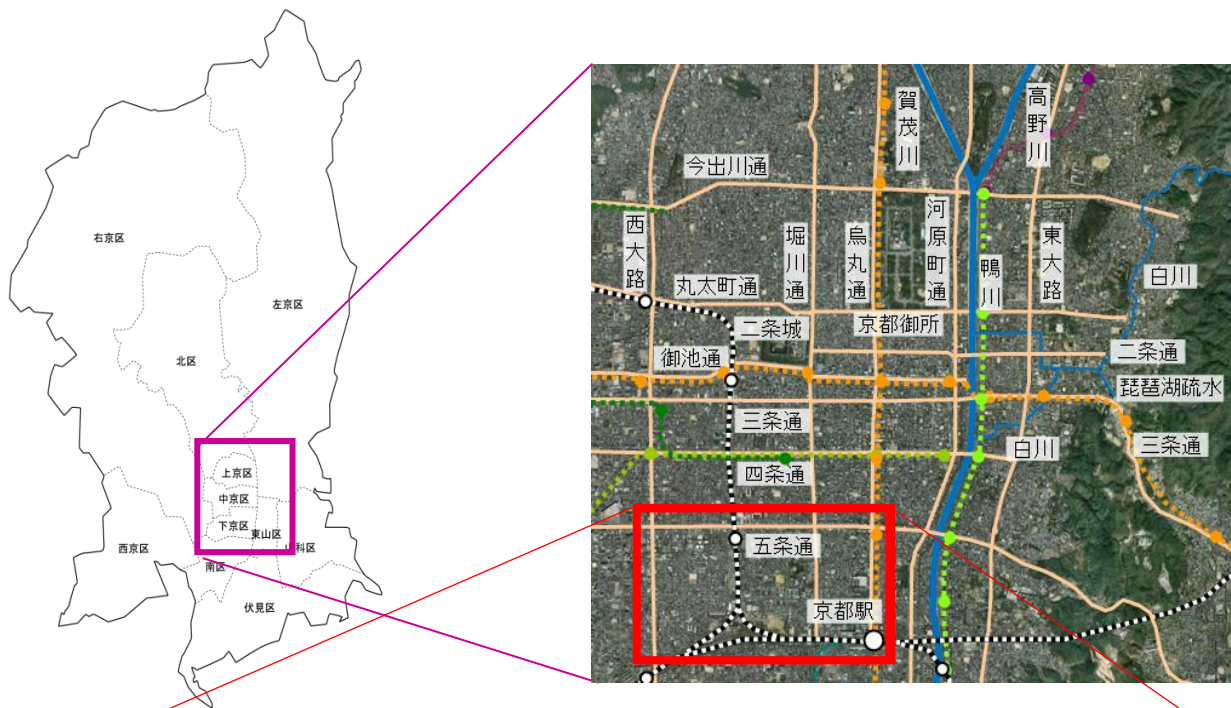
※1…詳しくは、「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議 報告書」を参照。

※2…詳しくは、「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想」を参照。

4 下京区西部エリア活性化将来構想 検討対象エリア

概ね南北は五条通からJR京都線、東西は西大路通から烏丸通に囲まれたエリアとしていますが、その周辺にも世界文化遺産「東寺」や新選組ゆかりの「八木家」「壬生寺」など著名なスポットがあるため、連携可能な取組を積極的に取り入れられるよう、下京区以外も視野に入れた京都駅西部地域を想定しています。

【検討対象エリア】



5 委託業務内容

【提案いただく内容】

- (1) 下記の「将来構想のポイント」アの①・②についての提案と、下京区西部エリアの今後のまちづくりの方向性を提案してください。
- (2) 現時点で想定している下記の業務内容を上回る、有益で実現可能性の高い提案を自由に提案してください。

【業務内容】

- (1) 将来構想の検討，策定

以下のポイントや後述の策定委員会における審議，市民意見募集結果を踏まえて，下京区西部エリアの活性化に向けた将来構想をとりまとめます。

≪将来構想のポイント≫

◎下京区西部エリアならではの夢のある将来像を設定するとともに，その実現に向けた具体的な方策を，ハード・ソフトの両面にわたって検討し，とりまとめます。

ア 過去2年間の検討会議において議論が不十分であった部分について，重点的に議論・検討を行います。具体的には梅小路公園と並んで下京区西部エリア活性化の核となる「第一市場施設整備」の話題を中心に，以下の項目の検討を行います。

- ① 第一市場施設整備に伴う賑わい機能と連動した活性化
- ② 交通アクセスの改善

イ 第一市場をはじめ，本市の関連施策や事業の方向性を踏まえつつ，下京区西部エリアのポテンシャルをいかした，京都全体の新しい魅力創出に繋がる将来像を検討します。

ウ 下京区西部エリアの活性化に関わる多様な主体が取り組んでいく，具体的方策を検討します。

エ 合わせて，下京区西部エリア活性化推進のために必要な財源確保策（収益事業や補助メニュー活用）や民間活力の積極的な導入，市民参加の在り方についても検討します。

- (2) 策定委員会運営補助

将来構想の策定に当たっては，学識経験者や経済・文化・観光の専門家，民間事業者，地元関係者，市民公募委員から成る策定委員会を4～6回程度開催し，内容を審議します。

ア 会議資料及び議事録の作成

※ 会議資料の作成に当たっては，本市と十分に協議を行うようにしてください。

イ 会場の設営（会議資料，筆記用具，湯茶等の席上準備を含む。），会議の進行（司会，資料説明等）

- (3) 市民意見募集（パブリックコメント）実施補助
 - ア 市民意見募集の実施に関する資料の作成
 - イ 市民意見の集約及びそれを踏まえた将来構想案の修正
- (4) その他
 - ア 策定委員会委員及び関係施設等との連絡調整
 - イ 関係官庁との連絡調整

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出してください。

- ア 下京区西部エリア活性化将来構想 パンフレット（A4版） 5,000部
- イ パブリックコメント用パンフレット（A4版） 2,000部
- ウ 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式
- エ 上記ア～ウに係る電子データ 一式

7 委託料上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行います。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとします。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけません。委託期間終了後も同様とします。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとします。

(4) 著作権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、本市に帰属するものとします。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行ってください。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保するようにしてください。